

接種対象者は  
接種のご検討を

## 新型コロナウイルスワクチンのお知らせ

令和5年春開始接種に係る接種券は、順次送付しています。

▼**接種券の送付対象者** オミクロン株対応2価ワクチンなど(※)の接種から2カ月を経過する人(※)…従来型ワクチン(1・2回目接種)や小児用オミクロン株対応2価ワクチン、武田社ワクチン(ノバックス)を含む。

▼**接種券の送付日など** オミクロン株対応2価ワクチンなどを接種した時期により、送付日が異なりますので、下表で確認してください。

▼**春開始接種の接種対象者** ①65歳以上の高齢者/②5～64歳の基礎疾患等を有する人/③医療従事者等

オミクロン株対応2価ワクチンなどを接種した時期	接種可能時期 (令和5年春開始接種)	接種券送付日
令和5年2月末まで	令和5年5月8日～8月31日	4月下旬送付済
令和5年3月	令和5年6月～8月31日	5月下旬送付済
令和5年4月	令和5年7月～8月31日	6月下旬送付予定

▼**接種券の保管について** 令和5年春開始接種の接種対象とならない人でも、令和5年秋開始接種(9月～12月実施予定)の際、今回送付する接種券を使用する可能性があります。廃棄せずに保管をお願いします。

▼**その他** 送付対象になっているにもかかわらず接種券が届かない人や転入した人、接種券を紛失した人は、弘前市新型コロナウイルスワクチンコールセンターへ再発行の申し込みをしてください。

■**問い合わせ先** 弘前市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター(☎0120-567-745、月～金曜日の午前9時～午後8時、日曜日・祝日の午前9時～午後5時、土曜日は休み)

あなたの声を  
教育に反映

## ひろさき教育創生市民会議の委員を募集

市が目指すべき教育の姿などについて協議するために設置している「ひろさき教育創生市民会議」の委員を募集します。

▼**応募資格** 18歳以上の市民(市議会議員、市職員等〈退職者含む〉、市の他の附属機関の委員を除く)

▼**募集人員** 2人程度

▼**任期** 9月3日から2年間

▼**会議の開催** 年2回、平日の日中に開催予定

▼**報酬など** 会議1回の出席につき、報酬1万円と交通費を支給

▼**応募方法** 6月23日(金・必着)までに、次の①～③の事項を応募用紙に記入の上、郵送、持参またはEメールで提出を。

①氏名(ふりがな)・生年月日・性別・住所・電話番号・職業(勤務先または所属団体の名称、学生の場合は学校名と学年)

②教育に関連する活動など、これまでの経歴

※活動経験がない場合は記入不要。

③「弘前市の教育行政に対する私の提案」または「地域と学校の連携・協働による弘前の教育の充実について」をテーマとした小論文(1,000字以内)※応募用紙の様式は自由ですが、参考様式を市ホームページに掲載しているほか、生涯学習課(岩木庁舎2階)、市民課総合案内(市役所1階)、各市立公民館や図書館、市立博物館(下白銀町)、総合学習センター(末広4丁目)で配布しています/応募用紙は返却しません。

▼**選考方法** 書類選考の上、結果を応募者全員に通知します。

※委員に選任された人は、委員名簿に登載され、市ホームページなどで公開されます。

■**問い合わせ・提出先** 生涯学習課(〒036-1393、賀田1丁目1の1、☎82-1641、Eメール shougai@city.hirosaki.lg.jp)



地震に備えて  
対策しましょう

## 木造住宅・ブロック塀等の耐震化を支援

### 木造住宅の耐震診断員を派遣

木造住宅の耐震化を促進するため、市が派遣する診断員が耐震診断を行います。

▼**対象住宅** 市内にある、次の①～③の要件すべてに該当する住宅

①昭和56年5月31日以前に建築されたもので、昭和56年6月1日以降に増改築されていないもの(昭和56年5月31日以前に建築された部分が既存不適格とされたものを含む)

②一戸建ての専用住宅または併用住宅で、地上階数が2以下のもの

③在来軸組構法または伝統的構法によって建築された木造住宅であること

▼**対象者** 対象住宅を所有する人、またはその親族(法人を除く)

▼**診断費用** 14万7,000円のうち、申込者負担として、1戸当たり1万1,000円(延べ面積が200㎡以下の場合)

▼**募集戸数** 5戸程度(先着順)

### 木造住宅耐震改修補助金(建て替えも対象)

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震改修工事または建て替え工事に要する経費の一部を補助します。

▼**対象住宅** 市内にあり、上記(木造住宅の耐震診断員を派遣)の対象要件①～③と、次の要件④に該当する住宅

④耐震診断により倒壊する可能性があるとして判定されたもの

▼**対象者** 次の①・②のいずれにも該当する人

①対象住宅を所有する人、またはその親族で当該住宅に居住する予定の人など(法人を除く)

②令和4年度から交付申請時まで個人住民税等の滞納がない人

▼**対象工事** 市内に本店を有する施工業者が行う次のいずれかの工事

A. 青森県木造住宅耐震診断員名簿に記載された者が耐震改修計画を作成し、工事監理を行う工事



で、住宅全体の上部構造評点のうち最小の値が1.0以上となる耐震改修工事

B. 耐震診断により倒壊する可能性があるとして診断された住宅を除却し、同一敷地内において行う建て替え工事

▼**補助金額** 補助対象経費に23.0%を乗じて得た額または100万4,000円のいずれか低い額

▼**募集戸数** 1戸(先着順)

### ブロック塀等耐震改修補助金

ブロック塀等の耐震化を促進するため、耐震改修工事または除却工事に要する経費の一部を補助します。



▼**対象となる塀** 通学路などの避難路沿道にあり、耐震診断の結果、不適合の項目があった塀等

▼**対象者** 次の①・②のいずれにも該当する人

①対象となる塀の所有者等(法人等は除く)

②令和4年度から交付申請時まで個人住民税等の滞納がない人

▼**対象工事** 市内に本店を有する施工業者が行う次のいずれかの工事

A. 建築士等が耐震改修計画を作成し、工事監理を行う工事

B. 耐震診断の結果、不適合の項目があったブロック塀等を除却する工事

▼**補助金額** 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額または12万円のいずれか低い額

▼**募集件数** 20件程度(先着順)

▼**募集期間** 6月1日(木)～11月30日(木)※申請書を市ホームページに掲載しているほか、建築指導課(市役所3階)で配布しています。

▼**その他** 補助金の交付決定前に着手した工事は除きます。ほかにも条件等がありますので、希望する人は事前に問い合わせをするか、市ホームページで確認してください。

▼**問い合わせ・申請先** 建築指導課(☎40-7053)

▼**共通事項**

▼**募集期間** 6月1日(木)～11月30日(木)※申請書を市ホームページに掲載しているほか、建築指導課(市役所3階)で配布しています。

▼**その他** 補助金の交付決定前に着手した工事は除きます。ほかにも条件等がありますので、希望する人は事前に問い合わせをするか、市ホームページで確認してください。

▼**問い合わせ・申請先** 建築指導課(☎40-7053)